議案第11号

橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成28年9月5日　提出

橋本市長　　平木　哲朗

橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例（平成 27 年橋本市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後

別表第 1（第 3 条関係）

1　利用者負担額基準額表（教育標準時間認定（1 号給付））（特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担額）

各月初日において教育又は保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分				利用者負担額の月額（単位　円）	
階層区分	定義			満 3 歳児・3 歳児	4 歳児・5 歳児
第 1 階層	A	生活保護世帯等		0	0
第 2 階層	B	A 階層を除き、当該年度分（4 月から 8 月までにあっては前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯		3,000	3,000
第 3 階層	C	A 階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割額が次の区	所得割非課税（均等割課税）	3,000	3,000
	D1		48,600 円未満	9,800	8,600
第 4 階層	D2		48,600 円以上 57,700 円未満	9,800	8,600

改正前

別表第 1（第 3 条関係）

1　利用者負担額基準額表（教育標準時間認定（1 号給付））（特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担額）

各月初日において教育又は保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分				利用者負担額の月額（単位　円）	
階層区分	定義			満 3 歳児・3 歳児	4 歳児・5 歳児
A 第 1 階層	生活保護世帯等			0	0
B 第 2 階層	A 階層を除き、当該年度分（4 月から 8 月までにあっては前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯			3,000	3,000
C 第 3 階層	A 階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割額が次の区	C1	所得割非課税（均等割課税）	3,000	3,000
		C2	48,600 円未満	9,800	8,600
第 4 階層		C3	48,600 円以上 62,800 円未満	9,800	8,600

	D3	分に該当するもの	57,700 円以上 62,800 円未満	9,800	8,600
	D4		62,800 円以上 77,101 円未満	9,800	8,600
	D5		77,101 円以上 97,000 円未満	13,600	12,400
第 5 階層	D6		97,000 円以上 121,000 円未満	13,600	12,400
	D7		121,000 円以上 145,000 円未満	13,600	12,400
	D8		145,000 円以上 169,000 円未満	13,600	12,400
第 6 階層	D9		169,000 円以上 211,201 円未満	13,600	12,400
	D10		211,201 円以上 256,100 円未満	17,400	16,400
	D11		256,100 円以上 301,000 円未満	17,400	16,400
第 7 階層	D12		301,000 円以上 333,000 円未満	17,400	16,400
	D13		333,000 円以上 365,000 円未満	17,400	16,400
	D14		365,000 円以上 397,000 円未満	21,600	20,400
第 8 階層	D15		397,000 円以上	21,600	20,400

2　利用者負担額基準額表（保育認定（2 号給付）3 歳以上児）
（特定教育・保育（保育に限る。ただし、こども園においては教育及び保育とする。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育を除く。）を受けたときの利用者負担額）

	分に該当するもの				
		C4	62,800 円以上 77,100 円未満	9,800	8,600
		C5	77,100 円以上 97,000 円未満	13,600	12,400
第 5 階層		C6	97,000 円以上 121,000 円未満	13,600	12,400
		C7	121,000 円以上 145,000 円未満	13,600	12,400
		C8	145,000 円以上 169,000 円未満	13,600	12,400
第 6 階層		C9	169,000 円以上 211,200 円未満	13,600	12,400
		C10	211,200 円以上 256,100 円未満	17,400	16,400
		C11	256,100 円以上 301,000 円未満	17,400	16,400
第 7 階層		C12	301,000 円以上 333,000 円未満	17,400	16,400
		C13	333,000 円以上 365,000 円未満	17,400	16,400
		C14	365,000 円以上 397,000 円未満	21,600	20,400
第 8 階層		C15	397,000 円以上	21,600	20,400

2　利用者負担額基準額表（保育認定（2 号給付）3 歳以上児）
（特定教育・保育（保育に限る。ただし、こども園においては教育及び保育とする。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育を除く。）を受けたときの利用者負担額）

階層区分		定義		保育標準時間	保育短時間
各月初日において保育（こども園においては教育及び保育）を受ける子どもの属する世帯の階層区分				利用者負担額の月額（単位　円）	
第1階層	A	生活保護世帯等		0	0
第2階層	B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあっては前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯		4,000	3,900
第3階層	C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割額が次の区分に該当するもの	所得割非課税（均等割課税）	12,000	11,700
	D1		48,600円未満	14,000	13,700
第4階層	D2		48,600円以上57,700円未満	18,800	18,400
	D3		57,700円以上62,800円未満	21,500	21,100
	D4		62,800円以上77,101円未満	23,000	22,600
	D5		77,101円以上97,000円未満	24,000	23,500
第5階層	D6		97,000円以上121,000円未満	26,000	25,500
	D7		121,000円以上145,000円未満	27,000	26,500
	D8		145,000円以上169,000円未満	28,000	27,500

階層区分	定義			保育標準時間	保育短時間
各月初日において保育（こども園においては教育及び保育）を受ける子どもの属する世帯の階層区分				利用者負担額の月額（単位　円）	
A 第1階層	生活保護世帯等			0	0
B 第2階層	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあっては前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯			4,000	3,900
C 第3階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割額が次の区分に該当するもの	C1	所得割非課税（均等割課税）	12,000	11,700
		C2	48,600円未満	14,000	13,700
第4階層		C3	48,600円以上62,800円未満	21,500	21,100
		C4	62,800円以上77,100円未満	23,000	22,600
		C5	77,100円以上97,000円未満	24,000	23,500
第5階層		C6	97,000円以上121,000円未満	26,000	25,500
		C7	121,000円以上145,000円未満	27,000	26,500
		C8	145,000円以上169,000円未満	28,000	27,500

第 6 階層	D9		169,000 円以上 211,201 円未満	29,000	28,500
	D10		211,201 円以上 256,100 円未満	30,000	29,400
	D11		256,100 円以上 301,000 円未満	31,000	30,400
第 7 階層	D12		301,000 円以上 333,000 円未満	32,000	31,400
	D13		333,000 円以上 365,000 円未満	33,000	32,400
	D14		365,000 円以上 397,000 円未満	34,000	33,400
第 8 階層	D15		397,000 円以上	34,000	33,400

3 利用者負担額基準額表（保育認定（3 号給付）3 歳未満児）
（特定教育・保育（保育に限る。ただし、こども園においては教育及び保育とする。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育を除く。）を受けたときの利用者負担額）

各月初日において保育（こども園においては教育及び保育）を受ける子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額の月額（単位 円）	
階層区分		定義	保育標準時間	保育短時間
第 1 階層	A	生活保護世帯等	0	0
第 2 階層	B	A 階層を除き、当該年度分（4 月から 8 月までにあっては前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	6,000	5,800

第 6 階層		C9	169,000 円以上 211,200 円未満	29,000	28,500
		C10	211,200 円以上 256,100 円未満	30,000	29,400
		C11	256,100 円以上 301,000 円未満	31,000	30,400
第 7 階層		C12	301,000 円以上 333,000 円未満	32,000	31,400
		C13	333,000 円以上 365,000 円未満	33,000	32,400
		C14	365,000 円以上 397,000 円未満	34,000	33,400
第 8 階層		C15	397,000 円以上	34,000	33,400

3 利用者負担額基準額表（保育認定（3 号給付）3 歳未満児）
（特定教育・保育（保育に限る。ただし、こども園においては教育及び保育とする。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育を除く。）を受けたときの利用者負担額）

各月初日において保育（こども園においては教育及び保育）を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額の月額（単位 円）	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
A 第 1 階層	生活保護世帯等	0	0
B 第 2 階層	A 階層を除き、当該年度分（4 月から 8 月までにあっては前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	6,000	5,800

第3階層	C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割額が次の区分に該当するもの	所得割非課税（均等割課税）	15,000	14,700
	D1		48,600円未満	17,000	16,700
第4階層	D2		48,600円以上 57,700円未満	20,200	19,800
	D3		57,700円以上 62,800円未満	22,000	21,600
	D4		62,800円以上 77,101円未満	24,000	23,500
	D5		77,101円以上 97,000円未満	26,000	25,500
第5階層	D6		97,000円以上 121,000円未満	34,000	33,400
	D7		121,000円以上 145,000円未満	36,000	35,300
	D8		145,000円以上 169,000円未満	38,000	37,300
第6階層	D9		169,000円以上 211,201円未満	46,000	45,200
	D10		211,201円以上 256,100円未満	48,000	47,100
	D11		256,100円以上 301,000円未満	50,000	49,100
第7階層	D12		301,000円以上 333,000円未満	62,000	60,900
	D13		333,000円以上 365,000円未満	64,000	62,900
	D14		365,000円以上 397,000円未満	66,000	64,800

C 第3階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割額が次の区分に該当するもの	C1	所得割非課税（均等割課税）	15,000	14,700
		C2	48,600円未満	17,000	16,700
第4階層		C3	48,600円以上 62,800円未満	22,000	21,600
		C4	62,800円以上 77,100円未満	24,000	23,500
		C5	77,100円以上 97,000円未満	26,000	25,500
第5階層		C6	97,000円以上 121,000円未満	34,000	33,400
		C7	121,000円以上 145,000円未満	36,000	35,300
		C8	145,000円以上 169,000円未満	38,000	37,300
第6階層		C9	169,000円以上 211,200円未満	46,000	45,200
		C10	211,200円以上 256,100円未満	48,000	47,100
		C11	256,100円以上 301,000円未満	50,000	49,100
第7階層		C12	301,000円以上 333,000円未満	62,000	60,900
		C13	333,000円以上 365,000円未満	64,000	62,900
		C14	365,000円以上 397,000円未満	66,000	64,800

第 8 階層	D15		397,000円以上	72,000	70,700

備考

1～5　略

6　生計を一にする世帯に属する支給認定子どもに係る利用者負担額の月額は、当該支給認定子どものうち、最年長の者(6 において「第 1 子」という。)については、この表に掲げる額の全額とし、当該支給認定子どものうち、第 1 子を除き最年長の者(6 において「第 2 子」という。)については、この表に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額とし、第 3 子以降の子ども(当該支給認定子どものうち、第 1 子及び第 2 子以外の者をいう。)については 0 円とする。

7　略

8　6 及び 7 の規定にかかわらず、生計を一にする世帯が、教育標準時間認定の子どもについては第 1 階層から第 4 階層中 D4 まで、保育認定の子どもについては第 1 階層から第 4 階層中 D2 までに認定される場合で、かつ、支給認定子ども及び支給認定子ども以外の子どもがいる場合の利用者負担額の月額は、これらの者のうち最年長の者(8 において「第 1 子」という。)から数えて 2 番目に出生したもの(8 において「第 2 子」という。)である支給認定子どもについては、この表に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額とし、第 3 子以降の支給認定子ども(第 1 子及び第 2 子以外の者をいう。)については 0 円とする。

9　この表の規定にかかわらず、支給認定子どもの属する世帯が次の(1)から(7)までに掲げる世帯に該当し、かつ、次の表に掲げる階層に認定された場合の利用者負担額の月額は、当該支給認定子どもが世帯の第 1 子の場合は次の表に掲げる額とし、第 2 子以降の場合は 0 円とする。

(1)～(7)　略

	利用者負担額の月額(単位　円)

第 8 階層		C15	397,000円以上	72,000	70,700

備考

1～5　略

6　生計を一にする世帯に属する子どもが支給認定子どものみである場合の利用者負担額の月額は、第 1 子(当該支給認定子どものうち、最年長の者をいう。6 において同じ。)については、この表に掲げる額の全額とし、第 2 子(当該支給認定子どものうち、第 1 子を除き最年長の者をいう。6 において同じ。)については、この表に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額とし、第 3 子以降の子ども(当該支給認定子どものうち、第 1 子及び第 2 子以外の者をいう。)については 0 円とする。

7　略

8　支給認定子どもの属する世帯が次の(1)から(7)までに掲げる世帯に該当する場合で、次の表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる利用者負担額を基準とする。

(1)～(7)　略

	利用者負担額の月額(単位　円)

認定区分		1号認定（満3歳以上児）		2号認定（3歳以上児）		3号認定（3歳未満児）	
定義		満3歳・3歳	4歳児・5歳児	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
各月初日において教育又は保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分	市町村民税非課税世帯（第2階層）	0	0	0	0	0	0
	市町村民税所得割非課税世帯（均等割課税）	0	0	5,500	5,350	7,000	6,850
	市町村民税所得割課税48,600円未満（第3階層）	4,400	3,800	6,500	6,350	8,000	7,850
	市町村民税所得割課税48,600円以上57,700円満（第4階層）	4,400	3,800	9,400	9,200	10,100	9,900

認定区分		1号認定（満3歳以上児）		2号認定（3歳以上児）		3号認定（3歳未満児）	
定義		満3歳・3歳児	4歳児・5歳児	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
各月初日において保育(こども園においては教育及び保育)を受ける子どもの属する世帯の階層区分	市町村民税非課税世帯（第2階層）	0	0	0	0	0	0
	市町村民税所得割非課税世帯（均等割課税）	2,000	2,000	11,000	10,700	14,000	13,700
	市町村民税所得割課税48,600円未満（第3階層）	8,800	7,600	13,000	12,700	16,000	15,700

	市町村民税所得割課税57,700円以上62,800円未満（第4階層）	4,400	3,800	10,750	10,550	11,000	10,800
	市町村民税所得割課税62,800円以上77,101円未満（第4階層）	4,400	3,800	11,500	11,300	12,000	11,750

10・11　略

9・10　略

附　則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。